

グローバルマッチプロジェクト事業運営業務

企画提案仕様書

札幌市経済観光局産業振興部

1 業務名

グローバルマッチプロジェクト事業運營業務

2 履行期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業目的及び概要

(1) 目的

国内の外国人留学生（以下、「留学生」という。）の約半数に当たる約13万5千人が関東圏の大学等に在席していることに加え、日本での就職を希望する留学生のうち、約2割が叶っていない状況である。このため、関東圏、特に首都圏の留学生を中心として、就職イベント等により札幌市へ呼び込むことで、市内企業の人材確保を促進する。

(2) 概要

日本での就職を希望する留学生が参加する合同企業説明会等の就職イベントを通じて、市内企業と留学生とのマッチングを支援する。

4 事業費

7,000千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

5 対象

(1) 留学生

首都圏の大学等に在学しており、卒業後に在留資格を技術・人文知識・国際業務や特定活動46号等に変更を希望または検討をしている令和7年度及び令和8年度卒業予定者

(2) 参加企業

中小企業基本法第2条に定める中小企業の定義に該当する企業であって、札幌市内に本社を構え、以下の条件を満たす企業とする。

なお、参加企業が基準を満たしていることは、受託事業者が確認すること。

ア 留学生を北海道内で従事する正社員として雇用する予定がある企業。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う企業ではないこと。

ウ 法人市民税等の市税の滞納がないこと。

エ 事業主、または会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと。

オ 事業終了後、事業効果確認のアンケート調査及び採用実績報告への同意があること。

6 業務内容

(1) 企業の募集

参加企業を募集するため広報の実施。

企業募集にあたってはチラシ等の広報物の作成や広報媒体(インターネット広告、SNS広告及び新聞等)等を活用し、事業周知をすること。

(2) 企業の選定

応募があった企業から以下により参加企業候補を選定すること。

なお、事前に札幌市と協議の上、企業を決定することとする。

ア 【5-(2)】の基準を満たす企業であること。

イ 参加企業の業種は、幅広い業種となるように選定すること。

ウ 留学生の採用及び定着支援に意欲的な企業であること。

(3) 採用サポート担当による個別対応

参加企業が抱える留学生採用活動時の課題を解決するため、採用活動にノウハウを有する採用サポーターが電話やメール、訪問等によりサポートを実施する。

また、合同企業説明会等の開催前に参加企業の自社の特徴の洗い出しや留学生への効果的な訴求方法などを教示し、参加企業が求める外国人材を継続的に採用していけるよう採用力を高める。

なお、留学生への訴求方法は、受託事業者が本事業とは別に同種のセミナーを開催している場合、当該セミナーに参加企業を参加させることによって実施することも可能とする。

(4) 合同企業説明会等の開催

市内企業と留学生とのマッチングを図るため、合同企業説明会等を開催すること。

受託事業者が、本事業とは別に留学生等を対象とした合同企業説明会等を開催している場合に、本事業の参加企業をブース出展させることをもって合同企業説明会等の開催とすることも可能とする。

ア 会場設営・運営業務

首都圏在住の留学生が来場しやすい会場を確保するとともに、開催当日は合同企業説明会等が円滑に行われるよう、全体の運営を行う。

会場は、参加企業がブースを構えるのに十分な広さを確保すること。

イ 日時

開催予定日時は、留学生が集まりやすい時期とすること。

ウ 実施回数

1回を想定しているが、複数回実施することを妨げない。

エ 広報

合同企業説明会等に留学生を誘導するため、効果的な広報を実施すること。

オ 開催方法

原則、対面式とするが、社会情勢等を鑑みて対面式での開催が困難な場合やオンライン開催が特に有効的であると札幌市・受託事業者双方が判断した場合は、オンライン式での開催も可能とする。

(5) 成功事例共有セミナーの開催

本事業に参加していない市内中小企業向けに、留学生採用の成功事例を広く周知・共有するセミナーを実施すること。

ア 会場設営・運営業務

市内企業の採用担当者が来場しやすい会場を確保するとともに、開催当日は合同企業説明会等が円滑に行われるよう、全体の運営を行う。

イ 内容

市内企業が留学生採用を開始するきっかけとなるような内容とする。

また、本事業を通じて就職実績があった企業が登壇し、成功事例を発表してもらう時間を設けることとするが、セミナー開催時点で就職実績がなかった場合は、この限りではない。

ウ 実施回数

1 時間以上×1 回以上

エ 開催方法

原則、対面式とするが、社会情勢等を鑑みて対面式での開催が困難な場合やオンライン開催が特に有効的であると札幌市・受託事業者双方が判断した場合は、オンライン式での開催も可能とする。

オ その他

特段の事情により、履行期間内に実施が難しい場合、若しくは他の効果的な手段がある場合には、代替案を提案すること。

(6) 参加企業の費用負担

受託事業者は参加企業 1 社あたり 20 万円（税別）を受け取ることとし、受領後、速やかに領収書等の写しを札幌市に提出すること。

また、本負担費用は、上記【6-(3)及び(4)】に係る料金とし、参加企業が自らの意思で、受託事業者が提供する付帯サービスの購入を希望する場合は、本事業参加費を超える料金を参加企業から徴収することを妨げない。この場合、付帯サービスの内容と追加料金を予め参加企業に提示し、承諾を得るとともに、札幌市へ報告を行うものとする。

なお、費用の支払いを受ける場合、その収納は受託事業者の責任において行うものとし、札幌市は収納の仲介を行わない。

(7) 事業の進捗状況等報告

ア 定時報告

事業参加を希望する各企業からの応募状況及び支援状況等について、以下のとおり翌月 15 日までに札幌市に報告すること。

なお、令和 8 年 3 月分については、同年 3 月 31 日までに報告すること。

各報告に使用する様式については、札幌市と協議の上、別途設定する。

⑦ 企業からの応募と選定

【6-(1)及び(2)】のとおり、応募企業の企業名、所在地、業種、規模、採用希望人数、外国人採用実績の有無等の情報に加え、受託者による選定案を示すこと。

⑧ 参加企業への採用支援内容

参加企業に実施した採用支援の概要等

イ 実施報告書の作成

業務完了後、参加企業の業種・職種、本事業を知った認知経路、内定・就職決定者数の実績、各企業への支援内容とその効果、参加企業へのアンケート調査、

合同企業説明会等やセミナーの実施報告などが盛り込まれた実施報告書を作成し、令和8年3月31日までに書面及び電子データで札幌市に提出すること。詳細については、事前に札幌市と調整すること。

(8) 他事業との連携

本事業の実施にあたっては、企業募集及び留学生募集等において札幌UIターン就職センターと連携を行うほか、札幌市主催事業に関しての周知等に協力すること。内容については随時、札幌市・受託事業者の双方協議の上決定する。

7 業務の目標

(1) 参加企業数

6社以上

なお、6社を超える企業が合同企業説明会等へ参加した場合でも委託費の追加は行わないため留意すること。

(2) マッチング数

ア 合同企業説明会等での企業と留学生の接触数（ブース訪問人数等）

1社あたり50名

イ 採用充足率（就職決定者数／採用予定者数）

60%以上

ただし、事業全体として就職決定者数10名以上とする。

8 企画提案事項

(1) 企画提案の要点

企画提案における要点と上記「7 業務の目標」を達成するための取組

(2) 企業の募集及び候補の選定

参加企業を募集するための広報、参加予定企業の業種等

(3) 合同企業説明会等

合同企業説明会等の具体的な内容、特徴及び実績等

(4) 参加企業への採用支援

採用支援の具体的な内容等

(5) 広報

留学生向けの広報手段

(6) 成功事例共有セミナー

セミナーの具体的な内容等

(7) 全体のスケジュール

1年間の流れが分かるように明示すること。

(8) 業務全体に関わる運営体制

業務の責任者、運営スタッフ、専従の社員の人数及び他業務と兼務する社員の人数など

(9) 独自提案事項

本業務を実施するうえでの、独自の取組を提案すること。

(10) 企画提案の概要

「企画提案様式4」の様式に基づき、提案の概要を提出すること。

なお、本様式については、電子データ（エクセルファイル）でも併せて提出することとする。

(11) 実施に係る経費

積算書の提出により、本業務の実施に係る経費を提案すること。

9 その他

- (1) 本業務の事務に係る経費等は全て受託事業者の負担とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託事業者双方協議の上決定する。
- (3) 個人情報の保護に関しては、「個人情報保護法」及び「個人情報取扱安全管理基準」の規定を遵守すること。
- (4) 受託事業者は本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 受託事業者は、札幌市に対し、本契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (6) 受託事業者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (7) 本業務は札幌市議会において令和7年度予算案が可決された場合に執行することとし、否決された場合には本業務は実施されないものとする。

10 本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
担当：平田、高久（電話 011-211-2278）